

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年2月2日認可した。

平成22年2月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山根西地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下久保地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中の池地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西ノ庄地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 金丸地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 庄之池地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 池田地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西村地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 畑田地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 木村地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 荒井地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 清水出水地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 八丈池2号地区